

**平成十三年厚生労働省令第六十八号**

労働安全衛生法第八十三条の二に規定する  
指定コンサルタント試験機関の指定に関する省令

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、労働安全衛生法第八十三条の二に規定する指定コンサルタント試験機関の指定に関する省令を次のようく定める。

労働安全衛生法第八十三条の二に規定する指定コンサルタント試験機関は、公益財団法人安全衛生技術試験協会とし、その者が行うことができる試験事務は、同条に規定するコンサルタント試験事務の全部とする。

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六三号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、一般社団法人及び一般財团法人に関する法律の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

**附 則（平成二十五年六月一二日厚生労働省令第七九号）**

この省令は、公布の日から施行する。